

〒100-8903

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

中央合同庁舎第6号館A棟・B棟

東京地方検察庁

検事正 竹内寛志 殿

令和7年3月13日

告発状補充書（証拠説明書）

告発代理人 弁護士徳永信一

第1 証拠説明書

当職が告発代理人として御庁に提出した令和7年3月10日付け告発状は、証拠書類として添付するはずだった甲第1号証から甲第8号証（以下「甲1」などと略す。）が添付されていませんでした。改めて、本書（証拠説明書）とともに提出させていただきます。

| | 標目 【原本・写し】 | 作成者 【作成日】 | 立証趣旨 【備考】 |
|----|---------------------|----------------------|---|
| 甲1 | 世界日報記事(Web) 【写し】 | 世界日報社 【令和7年1月21日】 | ・文科省による証拠文書の偽造疑惑① ・「文科省、裁判資料を捏造か 揺らぐ解散請求の『根拠』」 |
| 甲2 | 世界日報記事(Web) 【写し】 | 世界日報社 【令和7年2月10日】 | ・文科省による証拠文書の偽造疑惑② ・「知らぬ間に解散の証拠に「確認ない」 怒る現役 |

| | | | |
|-----|---|----------------------------|--|
| | | | 信者 別宗教の元信者も紛れ込む」 |
| 甲 3 | 世界日報記事(Web) 【写し】 | 世界日報社 【令和 7 年 2 月 27 日】 | ・文科省による証拠文書の偽造疑惑③ ・「見知らぬ文面 覚えなき署名 確認怠り証拠として提出か 名義人自身が関与否定」 |
| 甲 4 | 産経新聞記事 【写し】 | 産経新聞社 【令和 7 年 2 月 25 日】 | ・文科省による証拠文書の偽造疑惑 ・文科省大臣の答弁（非公開を理由に答弁拒否） |
| 甲 5 | 報告書「文部科学省による偽造証拠捏造行為」（世界統一平和家庭連合 H P より） 【写し】 | 福本修也 【令和 7 年 2 月 19 日】 | ・文科省による証拠文書の偽造疑惑 ・元信者 A、B の公判廷での証言（陳述書と真意との齟齬） ・現役信者 C の主張（陳述書の署名の否認） |
| 甲 6 | 論考「文科省の犯罪『統一教会陳述書』捏造の全貌」（月刊 Hanada 2025 年 4 月号） 【写し】 | 福田ますみ 【令和 7 年 2 月】 | ・文科省による証拠文書の偽造疑惑 ・「陳述所の内容の矛盾、虚偽性が、客観的な証拠に照らして特に明らかな 5 名の元女性信者に対して証人申請を行ったのですが、文科省はそのうちの 2 名に対する尋問を拒否したのです。最後は裁判所が裁量によって、残る 3 名の元信者のなかから、A と B の 2 名に対する尋問を認めました。」 |

| | | | |
|-----|---------------------|---------------------------|---|
| 甲 7 | 産経新聞記事(Web) 【写し】 | 産経新聞社 【令和 7 年 2 月 6 日】 | ・バンス米福大統領は、旧統一教会の関連団体「国際宗教自由サミット」で講演した。 |
| 甲 8 | 産経新聞記事(Web) 【写し】 | 産経新聞社 【令和 7 年 2 月 7 日】 | ・家庭連合関連団体（国際宗教自由連合（ICRF）日本委員会）のイベントにトランプ政権の信仰局長ボーラ・ホワイト牧師がビデオメッセージを寄せていたこと ・ホワイト牧師は「安倍晋三元首相銃撃事件以降、旧統一教会が差別キャンペーンの犠牲者となっており、刑法に違反していない旧統一教会への解散命令は、これまでの規範から逸脱している」と指摘。 |

第 2 有形偽造と無形偽造について

- 1 告発状においても有形偽造と無形偽造の区別について論じたところであるが、以下のとおり補充する。

最判昭和 59 年 2 月 17 日刑集 38 卷 3 号 336 頁、最判平成 5 年 10 月 5 日刑集 47 卷 8 号 7 頁は、偽造の定義に関し、「偽造とは作成名義の冒用をいい、その本質は文書の名義人と作成者との人格の同一性を偽る点にある。」とする。

ここにいう「人格の同一性」に着目すると、陳述書の署名は、まさに、この「人格の同一性を確認させるプロセス」ということができる。そのプロセスにおいて想定されている陳述書（文書名義人）の署名は、陳述書の内容と名義人（陳述者）の記

憶又は真意との一体化の手続きであり、通常、署名した名義人（陳述者）は、その内容が自らの記憶又は真意と内容が一致することを認めたものと解せられる。

ところが、署名押印した陳述書の名義人が、その署名押印を否定し、或いは、署名押印を行ったことは認めながらも、その内容の確認が一部にとどまり、確認のなかった部分の内容が自身の記憶又は真意と齟齬しているという場合（本件における文科省が提出した3通の陳述書はそれに該当する。）は、署名のプロセスの不十分によって名義人と作成者との人格の同一性が欠けている場合であり、名義の冒用（文書作成者が権限がないのに文書名義人の名義を勝手に使用して文書作成の責任主体を偽る場合）に該当し、狭義の偽造（有形偽造）があったというべきである。

以上